

社会福祉連携推進シンポジウムの開催に当たって

令和6年11月6日
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
田中 規倫

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会福祉連携推進シンポジウムの開催に当たって

- 社会福祉連携推進シンポジウムは、社会福祉連携推進法人及び小規模法人ネットワーク化による協働推進事業の普及やそのメリット等の共有を図ることを目的として、令和6年度社会福祉推進事業　社会福祉連携推進法人制度の活用の促進等に関する調査研究事業（PwCコンサルティング合同会社）により開催されます。
- 人口減少や共同体機能の脆弱化、福祉ニーズの複雑・多様化など、社会福祉法人を取り巻く環境は変化つつあります。そうした中でも、社会福祉法人が良質かつ適切なサービスを提供し続けていくために、経営基盤の強化や地域の課題解決を、法人同士の連携・協働で取り組むこと重要になっています。
- 社会福祉連携推進法人は、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となっており、本日は、各連携推進法人の創意工夫に富んだ様々な業務の取組事例を共有するとともに、意見交換いただくことを予定しています。
- また、社会福祉連携推進法人よりも一段緩やかな法人間連携として、補助事業である小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の活用などによる「法人間連携プラットフォーム」において連携し、課題への対応を進めていくことも有効であると考えており、併せて事例共有を予定しているので、連携・協働の検討や実施している取組の充実の参考にしていただければと思います。
- 希望する法人が円滑に連携・協働に取り組めるような環境を整備するため、必要な支援の充実に努めてまいります。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

衆議院可決：令和2年5月26日
参議院可決・成立：令和2年6月5日
公布：令和2年6月12日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②は令和3年10月1日、3③及び4③は令和2年6月12日、5は令和4年4月1日）

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

低

連携・結合の度合

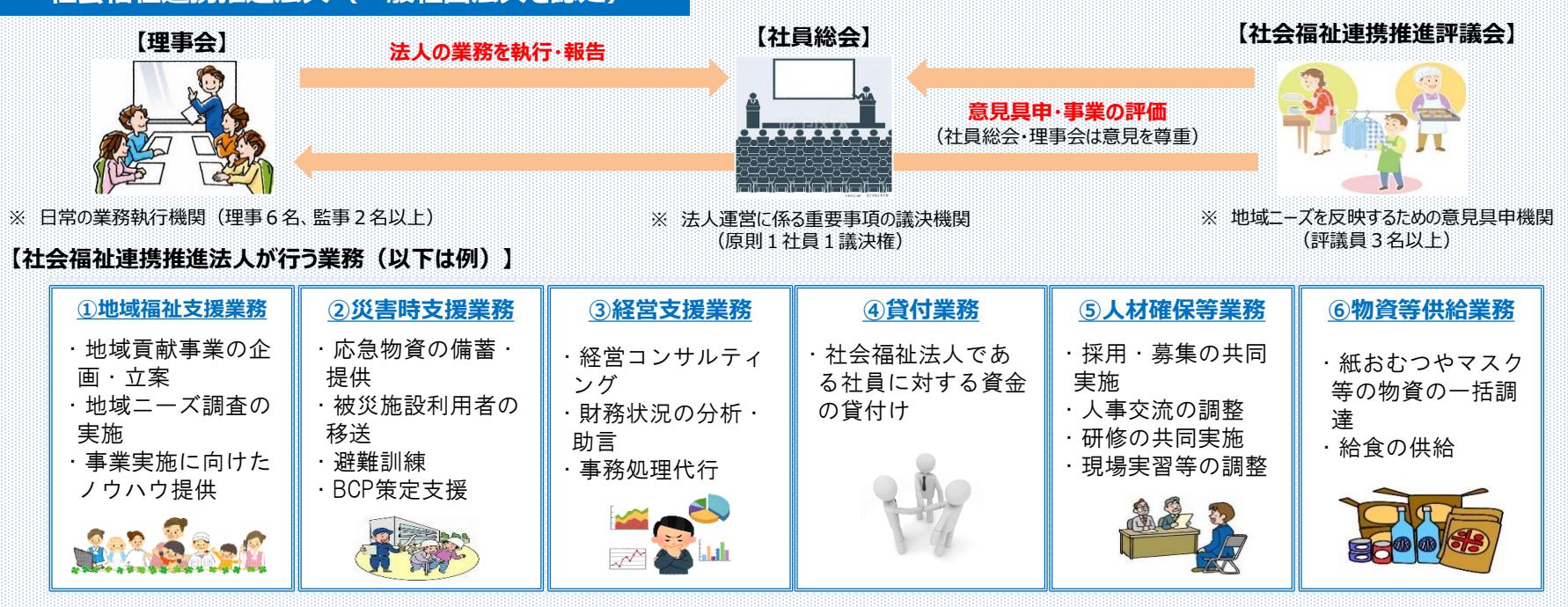
高

		特徴	主な項目の比較			
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携		参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
	社会福祉協議会を通じた連携	○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉連携推進法人	➤ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➤ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➤ 社会福祉事業を行うことは不可	➤ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➤ 社会福祉法人の経営基盤を強化するため必要な者	➤ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とするなど)を定めることなどを定めることが望ましい)	➤ 限定なし(活動区域は指定)	➤ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡	○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一體経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間が要する。(合併は年間10件程度)	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による	

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



認定・指導監督

認定所・轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業
を経営する法人

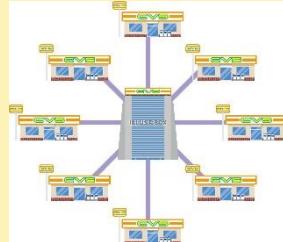
社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 複数法人が共同で一定の業務を行うことによる

スケールメリットの導入、経営コストの縮減



② 複数法人が負担する会費等で運営される
事務体制のシェアリング



⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による
地域に不足するサービス資源の創出



③ 連携推進法人としてのブランディングによる
地域住民・求職者への訴求力強化



個々の社員（社会福祉法人等）の
経営基盤強化

④ サービス手法、人材育成、新規事業所
開設等、他法人のノウハウの共有



⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等
他法人が保有するサービス資源の共有



社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は22法人（※）。

（※）令和6年9月30日認定の法人について、令和6年10月22日に報告があり追加。

法人名

（丸数字は設立順）

1.認定所轄庁

2.認定年月日

① リガーレ
1.京都府 2.令和4年5月10日

⑪ きょうと福祉キャリアサポート
1.京都府 2.令和5年2月28日

② リゾムウェル
1.大阪府 2.令和4年6月17日

③ 日の出医療福祉グループ
1.兵庫県 2.令和4年8月1日

⑥ あたらしい保育イニシアチブ
1.和歌山県 2.令和4年11月11日

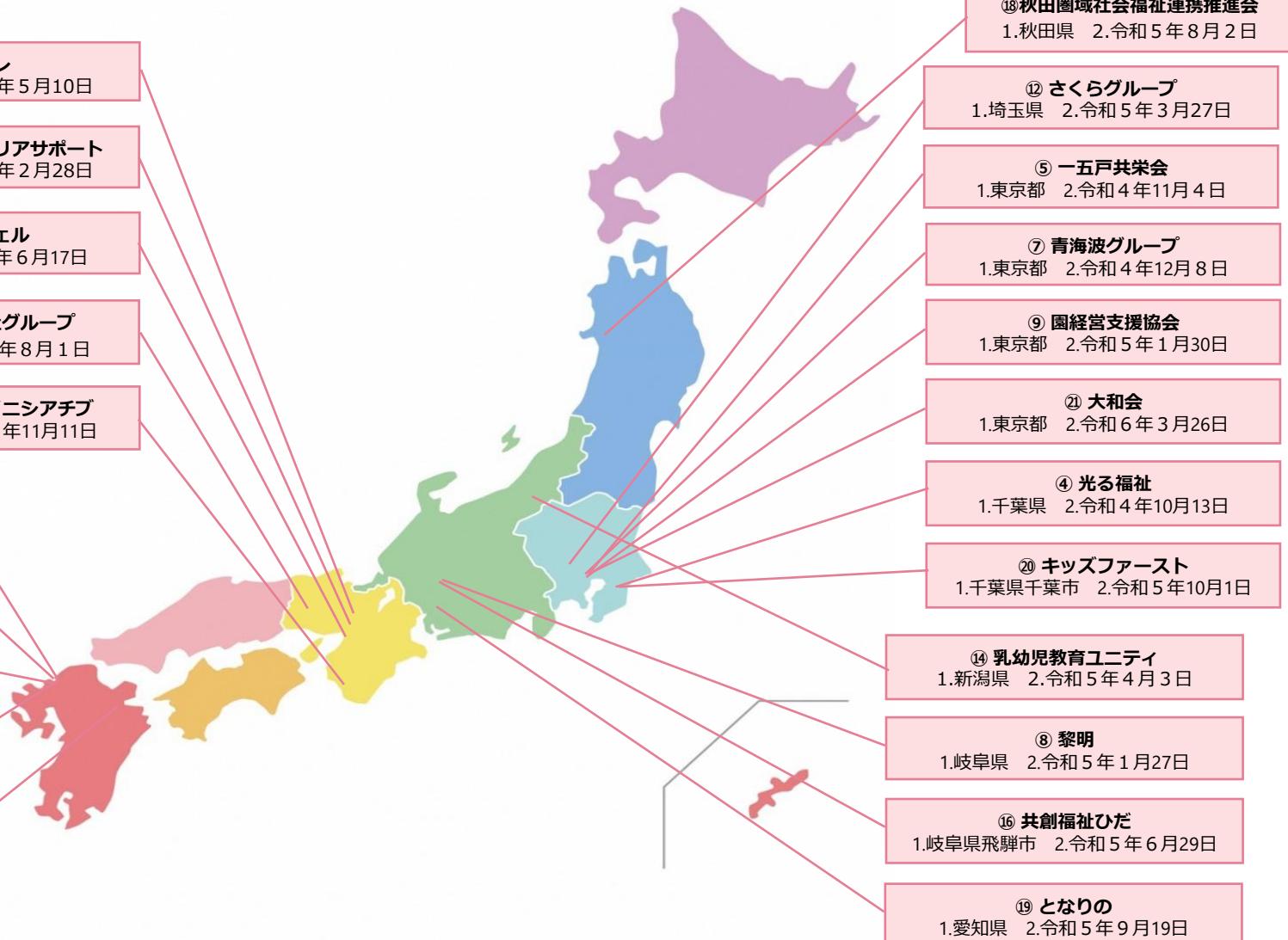
⑩ 福岡親和会
1.福岡県 2.令和5年2月3日

⑫ みらいグループ
1.福岡県 2.令和5年7月11日

⑬ 幸輪ホールディングス
1.福岡県筑後市 2.令和5年4月1日

⑮ ジョイント&リップル
1.熊本県熊本市 2.令和5年5月9日

㉑ 人材育成振興会
1.大分県 2.令和6年9月30日



「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和3年度に行われた制度の自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

**社会福祉連携推進法人制度に
関連した動画を公開しました**

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための
社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに
「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。
施行に向け、制度のポイントや取組のインタビューを
動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。



1 制度の説明

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。

社会福祉連携推進法人の運営等について

視聴は画像をクリック！

まずは、「厚生労働省」のホームページ「政策について」
分野別「政策一覧」>「福利・介護・生活保護・福祉一般」>「社会福祉法人制度」「社会福祉連携
推進法人制度」

以下の項目を解説しています。

- 社会福祉法人の現状
- 社会福祉連携推進法人について
- 認定所轄庁の役割について

2 実践者インタビュー

社会福祉法人の連携を推進する
取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。

視聴は画像をクリック！

まずは、「厚生労働省」のホームページ「政策について」
分野別「政策一覧」>「福利・介護・生活保護・福祉一般」>「社会福祉法人制度」「社会福祉連携
推進法人制度」

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

- 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成
- 保育所経営の現状・課題と法人間連携
- 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組

ひとくらし・みらいのため
ひとくらし・みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省

厚生労働省

ホーム

政策について

厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

本ページへ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

カスタム検索 検索

テマ別に探す 報道・広報 政策について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

令和3年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための組織等を行う新たな法人制度です。

関連動画

社会福祉連携推進法人制度のポイントや、法人間連携を取り組む実践者を取材し、制度への理解を深めるための動画としてまとめました。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の実現が進むなどが可能となりますので、ぜひ以下の関連動画をご視聴のうえ、社会福祉連携推進法人の設立をご検討ください。

1 制度の説明

2 実践者インビュー

関係法令・通知

● 認定、運営関係

社会福祉連携推進:

- [PDF] 社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [1MB]
- [Word] (別記様式1～9) 様式例 [80KB]
- [Word] (別紙1様式) 対応事項同意書 [42KB]
- [Word] (別紙2様式) 委託募集届出書及び公募要領報告書 [52KB]
- [Word] (別紙3) 社会福祉連携推進法人登款例 [68KB]

- [PDF] 「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）」について（令和4年2月10日事務連絡） [1MB]

- [PDF] PDF: 法人税法第2条第9号の2に規定する非常利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [56KB]

● 会計関係

- [PDF] 社会福祉連携推進法人会計基準(令和3年11月12日厚生労働省令第177号) [263KB]
- [PDF] PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取り扱いについて（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [492KB]
- [PDF] PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [245KB]

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生涯保護・福祉一般
- 介護・高齢者福祉
- 雇用・労働

情報配信サービス ルームガ登録

子どものページ

携帯ホームページ

QRコード

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の拡充

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

令和7年度概算要求額 4.5億円 (3.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。加えて、制度趣旨を踏まえて社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、他の連携推進法人の業務の参考となる先駆的な取組を支援し、社会課題に対する効果的な連携推進法人の取組みを促進する。
- また、これらの法人間連携のきっかけとなるよう、地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を新たに補助する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）・町村
- 補助率：定額補助

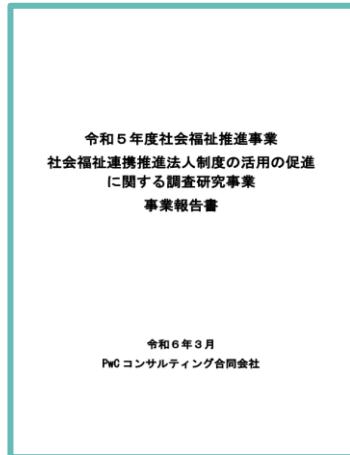


メニュー	
1. 社会福祉法人等関係者会議開催事業	① 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催（1会場あたり1,000千円） 【拡充】 ② 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） 【単価拡充】 → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
2. 社会福祉連携推進法人設立支援事業 ※②③のいずれか又は両方を実施	③先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（1回限り、上限1,000千円） 【拡充】 → 社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、以下のような先駆的な取組と経営効率化の取組※を行なう場合に補助する。 >社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援 >地域課題を踏まえた法人後見の実施 ※計画に基づくICTの活用等による経営効率化のための取組（効率化計画の策定・実施後の評価・公表を必須とする。）
3. 法人間連携プラットフォーム設置運営事業 ※④⑤は必須メニュー、⑥⑦の実施は任意	④各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 →地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 ⑤福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 →合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。 ⑥参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） ⑦ICT技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行なうため、ICT技術を導入する。

社会福祉連携推進法人・法人間連携プラットフォームの先行事例集、認定申請マニュアル

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

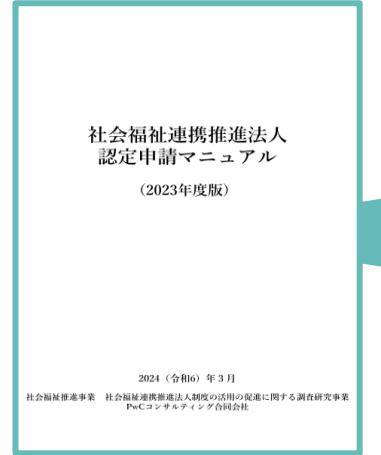
＜事業報告書＞



＜事例集＞



＜認定申請マニュアル＞



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

＜掲載先URL＞

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業
の実施について

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和 5 年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から 3 つめの事業に掲載されています。

▼事例集掲載事例の例▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというヴィジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするために、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするために複数の法人横断での活用を検討している。

社会福祉法人への期待

地域共生社会への対応

- 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するため、種別を超えた連携強化の必要性



経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応して、法人の持続可能な経営基盤を確保する必要性



今後の事業展開を考える上で

事業展開や連携・協働
経営基盤の強化



社会福祉連携推進法人の設立

同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を…



1 法人で将来に立ち向かうよりも、連携・協働することで、地域ニーズへの対応力を向上
人口減少等が進む中、地域をより良くするためのプラットフォームとなることを期待